

マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まります

○10月から、マイナンバーを一人ひとりにお届けします

- ・マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。
- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。

○行政手続が、早く、簡単かつ正確に行えるようになります

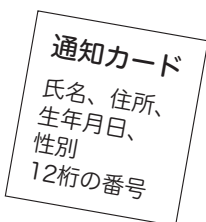
- ・社会保険の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減されます。また、添付書類の省略による簡素化が図られます。
- ・正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。

マイナンバーには、 利用、提供、収集、保管 の制限があります

個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されています。また、その管理にあたっては、安全管理措置などが義務付けられます。

個人番号(マイナンバー)

平成27年10月以降に氏名、住所、生年月日、性別、12桁の個人番号が記載された「通知カード」をお届けします。



個人番号カード

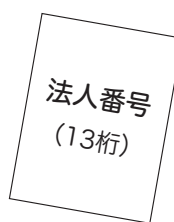
平成28年1月以降、申請すると、通知カードと引き換えに、顔写真、ICチップ付きのカードが交付されます。



個人番号カード
顔写真、氏名、住所、
生年月日、性別、
12桁の番号、
ICチップ付き

法人番号

法人にも13桁の法人番号が指定され、広く公開されます。個人番号と異なり、官民間問わず自由に利用できます。



マイナンバーに関する Q&A

問 番号はいつ、どのように通知されますか？

答 今年10月以降、住民票を有する国民一人ひとり(※)に「通知カード」が送付されます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方はご注意ください。

※中長期在留者や特別永住者などの外国人を含む

問 マイナンバーはどのような場面で使用することになりますか？

答 平成28年1月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。

- <例>①年金の手続き
②健康保険の手続き
③児童手当の現況届
④所得税及び復興特別所得税の確定申告
⑤勤務先での税や社会保障手続き

問 マイナンバーを他人に提供してもよいのですか？

答 法律で定められた目的以外で、むやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人がマイナンバーを含む特定個人情報を他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になります。

問 個人番号カードは何に使えるのですか？

答 個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として使用可能です。また、カードに搭載されるICチップや電子証明書を活用することにより、各地方公共団体が条例で定めるサービスに使用できるほか、e-Taxをはじめ、各種電子申請を行うことができます。

問合せ マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178 (外国語は☎0570-20-0291)

(受付時間 平日：午前9時30分から午後5時30分まで) **HP** で検索